

経営委員会の運営等について

区 分	審議・報告	対象範囲	経営委員会
エグゼクティブサマリー - 審議事項 経営委員会の議決マニュアルについて、経営委員会規程に規定することの是非。 - 報告事項 議事概要の発言者の新たな表記方法。 議事概要の事項について、サマリーを掲載する。			
バックグラウンド - 経営委員会毎に経営委員長が確認する議決方法について、経営委員会の運営上効率化を図ってはどうかという意見を踏まえたもの。 - 第20回経営委員会「平成30年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告」及び第21回経営委員会「新たな経営委員会の新たな運営について」において、議事概要の発言者の実名表記の可否について、議論がなされたことによるもの。	フィードバック期間及び検証方法 なし		
	便益及びリスク - 便益：経営委員会の効率的な運営 (議決マニュアルの規定化) 透明性の向上（議事概要） - リスク：市場への影響、不必要な憶測を生むことへの懸念 (議事概要)		
戦略プラン 経営委員会における議論を踏まえ検討。	K P I なし		
	その他 なし		

経営委員会の運営等について

1.審議事項（3） 経営委員会規程の変更について

(1)提案

提案内容等

経営委員会の効率的な運営のため、議決の際に毎回実施している経営委員長コメントを年度初のみにする等としてはどうか。

<議決事項マニュアル 経営委員長コメント>

「議決の手続きについて御説明します。議決に当たっては、委員長を含め、各委員は「賛成」「反対」「棄権」のいずれかの意思表示をしていただきます。「賛成」又は「反対」のいずれにも挙手されなかった場合は「棄権」とします。「棄権」は出席委員数に含めた上、「可否」の「否」として扱います。また、意思表示をせず退席される場合は、出席委員数には算入しないことといたします。退席される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。」

(2)対応案

経営委員会規程に定める

追加案

（議決）

第5条の2 委員等は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があった場合において、法第5条の6第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席委員等数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。

2委員等は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員等は、法第5条の6第1項及び第2項に規定する出席委員等数には算入しない。

※第5条の2を追加するため、第4条以下、「委員長及び委員並びに理事長（以下「委員等」という。）」と変更する。
該当条項 第4条第4項、第5条第1項、第5条第2項、第7条第2項、第9条第1項

経営委員会の運営等について

2.報告事項（8） 議事概要について

（1）発言者の記名の可否について

①経緯等

日付等	内容等
2月8日 堀江委員出張報告会	○ 委員が一括りの表記となっており、議事概要がわかりにくい。 ○ 発言内容から発言者が想定されることもあり、記名としても問題はないのではないか。 ○ 発言者が公表されることにより、利害関係人等が接触してくる可能性があり、現役委員である間の名前の公表は避けたい。
3月7日 第20回経営委員会	○ 「平成30年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告」 ・議事要旨に発言者の名前を記すことの可否の検討。
3月29日 第21回経営委員会	○ 「経営委員会の新たな運営について」（20回経営委員会における監査委員会報告等を踏まえて） ・議事要旨への発言者の名前の記載の可否については、今しばらく様子を見た上で最終的に判断する。

②提案等

提案内容等	現行の表記
委員長と委員等ステータスが相違しているものについては、区別してはどうか。	委員 理事長 執行部 厚生労働省

経営委員会の運営等について

(2)サマリーの記載について

①提案

提案内容等
透明性の向上の観点から、エグゼクティブサマリーの部分をかいつまんで記載してはどうか。

②サマリーを記載することのメリット・デメリット

メリット	デメリット
・透明性の向上(わかりやすさ)	市場への影響を及ぼすとして配慮した事項等については、サマリーを記載しないこととなり、当該事項について、却って憶測を呼ぶことが懸念される。

③これまでの記載例

議事概要	当該資料のエグゼクティブサマリー
「第2回GPIF Finance Awardsの選考結果について」 質疑等はなかった。 7/12公表、7/31経営委員会	第5回経営委員会において、第2回GPIFファイナンスアワードを実施する旨を報告。公募の実施や、選考委員会を経た結果、FRBの野澤良雄氏への授与を決定。
「業務方法書の変更について」 質疑等はなかった。	現在作業中の内部規程の見直しに伴い、業務方法書で引用されている用語等について形式的な修正が必要となるため、経営委員会の議決をお願いするもの。

経営委員会の運営等について

(2)サマリーの記載について

④市場への影響等に配慮した記載例

議事概要	当該資料のエグゼクティブサマリー
「グローバル環境株式指数について」 執行部から報告があった。 9/25公表、7/31経営委員会	2017年11月に実施したグローバル環境株式指数の公募について、 <u>S&P社から提案のあったカーボン・エフィシエント指数シリーズを採用することとした</u> 。その選定プロセスと結果を報告するもの。
「短期資産の資産管理機関の選定結果」 質疑等はなかった。 8/8公表、7/31経営委員会	平成30年1月に公募を実施した短期資産の資産管理機関として、 <u>資産管理サービス信託銀行（TC S B）および日本マスタートラスト信託銀行（MT B J）</u> の2社を選定した。
「外国株式のマネジャー・ベンチマークについて（2）」 執行部から報告があった	2018年5月末より、MSCIの旗艦指数に中国A株が組み入れられることとなったが、売買停止銘柄が多いこと、ストック・コネクト制度を利用した取引には上限規制があること、QFII / RQFII制度に基づく取引には中国政府による認可が必要であることから、 <u>機械的に購入せざるを得ないパッシブ運用のマネジャー・ベンチマークについては、中国A株を「除く」指数とする。</u>
「次期基本ポートフォリオの策定について（2）」 厚生労働省及び委員から報告があった。	第4期中期目標に向け、基本ポートフォリオ策定に関する7月以降の基本ポートフォリオ策定PTの進捗状況及び今後のスケジュールを報告するもの 現時点における第3期からの変更点は、①資産区分、②期待リターン策定方法、③実務上の為替ヘッジの取り扱いである
「監査委員会の調達等について」 執行部から報告があり、了承された。	○監査委員会が業務担当部局として行った「現行規程点検に関する意見及び助言の提供業務」の調達手続の経験に照らし、経営委員会及び監査委員会が調達する場合の配慮が必要。 ○そのため、経営委員会及び監査委員会が業務担当部局となて行われる企画競争等について、公正かつ透明な調達手続の確保を徹底するとともに、その意向が適正に反映されるよう、改善策を報告する。 ○なお、改善策検討のきっかけとなった上記調達手続きにおいて、 <u>違法行為又は「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」に該当する疑いがある行為が認められるので、所定の手続きに着手することとする。</u>

【参考】

日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
会議体	経営委員会	政策委員会	経営委員会
構成等	10人（経営委員長、経営委員8人、理事長） 経営委員(委員長含む)：常勤1人、非常勤8人	9人（審議委員6人、総裁、副総裁2人） 審議委員：常勤6人	12人（経営委員12人） 経営委員：常勤1人、非常勤11人
開催頻度	原則毎月1回	金融政策決定会合 1,3,4,6,7,9,10,12月に1回 通常会合 原則毎週火曜日及び金曜日	原則毎月2回
法律	【GPIF法】 (議事の運営) 第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。	【日本銀行法】 (議事の運営) 第十八条 委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 3 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。	【放送法】 (経営委員会の運営) 第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。 2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。 3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

【参考】

日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
規程等	【経営委員会規程】 (議事) 第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあって、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。	【政策委員会議事規則】 (委員の欠席) 第5条会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。 2会議を欠席する委員は、議長を通じて、当該会議における議決事項又は報告事項につき、書面により意見を提出することができる。 (委員による議案の提出) 第6条委員は、会議の前及び会議中に、議案を提出し、議決を求めることができる。ただし、会議中に議案を提出する場合には、当該会議における議決事項に関連するものに限る。 (議決) 第7条議長は、委員の1人として議決に加わる。 2委員は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。 「棄権」の意思表示があった場合において、法第18条第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席委員数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。 3委員は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員は、法第18条第1項及び第2項に規定する出席委員数には算入しない。 4政策委員会室長は、議長の指示により、会議における議決事項及び当該議決事項に係る各委員の賛否等を記録する。	【経営委員会規程】 第6条（議決の方法等） 1 経営委員会は、委員長または委員長職務代行者および6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。ただし、会長の任命については、委員9人以上の多数による議決によらなければならない。 3 会長は、会議に出席し、意見を述べることができる。 4 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。 5 議事録の作成・公表および会議の運営については、本規程で定めるほか、経営委員会議事運営規則の定めるところによる。